



「1/1~4/6までの3.2月分の賃金はすべて

1年分の全額の社保料として徴収します!」と言われたら「えッ、チョット待って!」と誰もが言いたくなる

でしょう。これに雇保料と税金を加えると無収入

の期間は、さらに5月中旬から6月下旬へと伸びます。「協会けんぽ、4月から大幅UP! 全国平均は過去最高の9.34%に…」(1/28朝日)との報道に半年前のある文書を思い出しました。

協会けんぽ大幅UP! 雇保料も3月分より大幅UP! 4月から

るかのような説明です。昨年9月、協会けんぽに移行すると同

時に保険料率は8.2%→8.23%にUPしましたが、11・12月号の「社保おおい」で財政の厳しさを強調し更なる大幅UPを予告していました。期待が

失望に変わる…「国民の生活第一」は一体どこに…??



「建設業者監督処分簿」をご存じでしょうか?

県のHPを見ると、'07.10.1からの処分の詳細事項が出てきます。処分の内容は①指示処分②営業停止処分③許可の取消処分の3つ

ですが、どういう場合にどういった処分がされる

のか一目瞭然です。一番軽い①は労災事故での労働安全衛生法違反、無許可業者との下請契約、専任技術者の一定期間専任義務違反、経審での完工高水増し、現場の主任技術者に関する違反、産廃

法違反での罰金刑です。

次に②は虚偽の請負賠償

保険で市と契約、宅建業法違反で罰金刑、虚偽の契約書による下請報告書を市に提出、技術者や工事に関する経審虚偽申請、2年度に渡る経審

での完工高水増し、産廃法違反での懲役刑です。一番厳し

い③は経管者や専任技術者の虚偽申請、建設業法違反で罰金刑、許可の欠格要件隠し、刑法違反で罰金刑

です。HPには指名停止業者の一覧表も出ています。

ご存じ? 建設業者への処分、県のHPで詳細公表



従業員を解雇する前に、賃金の80~90%を助成する『中小企業緊急雇用安定助成金』の活用を!